

# 令和2年度第1回南関町農業委員会会議録

令和2年4月10日（金）  
午前9時30分開会  
南関町役場 第1会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読  
4番 末 竹 信 雄 君
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名  
1番 片 山 幸 次 君  
9番 大 倉 公 泰 君
5. 議 事  
第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第3号議案 農地利用集積計画の承認について  
第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて  
報告第1号 許可不要転用届について
6. そ の 他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 竹 島 久 利 君	副会長 釘 崎 眞 貴 子 君
1番 片 山 幸 次 君	2番 橋 本 勝 君
3番 菅 原 和 義 君	4番 末 竹 信 雄 君
5番 荒 木 茂 君	6番 西 山 良 輔 君
7番 片 山 カ ツ 子 君	8番 山 本 精 武 君
9番 大 倉 公 泰 君	

## 四、欠席委員は次のとおりである。（0名）

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君  
書 記 上 田 賢 君

令和2年度第1回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

- 副会長（釘崎 眞貴子君） ただいまより令和2年度第1回の南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。着席。
- 事務局長（田口 明君） それでは、本日は委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。
- 式次第の2番に移ります。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

- 事務局長（田口 明君） 農業委員憲章朗読を4番、末竹委員さん、よろしく願いいたします。
- 4番（末竹 信雄君） （農業委員憲章は省略）
- 事務局長（田口 明君） ありがとうございます。
- それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。
- 竹島会長、よろしく申し上げます。

-----○-----

3. 会長挨拶

- 会長（竹島 久利君） 改めまして、おはようございます。
- 今日は、新年度にあたり、今日から改めまして出発をいたします。先々日頃から新型コロナが発生をいたしまして、本当は今日は中止しようかと思いましたが、重要な案件がございますので、マスク着用で発会をいたします。発会にあたり、職員の紹介をいたしたいと思っておりますので、前年度まで東田課長が着任しておりましたけど、異動により税務住民課のほうに異動になりました。改めまして、農政課の課長をしておられました田口さんが局長として新任になられましたので紹介をいたします。
- 田口さん、申し上げます。
- 事務局長（田口 明君） このたび、4月の異動により農業委員会の局長兼経済課長ということで着任をいたしました。
- 今後ともよろしく願いいたします。
- 会長（竹島 久利君） 続きまして、前年度まで事務局のほうで頑張っておられました田中さん申し上げます。

○事務局（田中 一孝君） また今年も引き続きよろしく申し上げます。

○会長（竹島 久利君） それから、今年度から新規に事務のほうに就いてもらいます  
松本さんでございます。

○事務局（松本 寛君） 松本です。よろしく申し上げます。

平成27年の3月、議会事務局長ということで定年退職いたしまして、その後、  
4年と半、建設課の用地係で所有権移転等の担当をさせていただいております。今  
年4月からは会計年度の任用職員ということで、1年間農業委員会のほうに、およ  
そ10年ぶりの配属ということでございますが、精一杯頑張らせていただきます。  
よろしくお願いいいたします。

○会長（竹島 久利君） ありがとうございます。

この田中さんと松本さんは公務がございまして、ここで退席を願います。  
それでは、進行いたします。

本日は、1号議案から5号議案まで上程しておりますので、最後までよろしくお  
願いいいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会  
長にお願いいいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなってお  
ります。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたし  
ます。

それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人の指名をいたします。今回の議事録署名人として、9番、大倉委員  
と1番、片山委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第1号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とい  
たします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第1号議案、農地法3条第  
1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番から6番は同一の申請になります。受付日、令和2年3月19日、申請番号240号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

7番から19番は同一の申請ですが、14番、15番が取下げとなっております。受付日、令和2年3月24日、申請番号241号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

20番から35番は同一の申請になります。受付日、令和2年3月25日、申請番号242号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

36番、受付日、令和2年3月25日、申請番号243号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

本案の説明に関連し、現地調査に出向かれました農業委員より説明をお願いします。

9番、大倉委員。

○9番（大倉 公泰君） おはようございます。

6日に事務局と3人で現場の調査に行ってきました。ちょっとお知らせいたします。

第1号議案、所有権移転1番～6番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。

なお、1番から3番、4番から6番は同じ農地ですが、2分の1ずつの持分の申請となっております。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

どうぞご審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 4番、末竹委員、お願いします。

○4番（末竹 信雄君） 第1号議案の農地法3条、所有権移転の7番から13番と16番から19番について説明いたします。

譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。

譲渡人と譲受人は親子関係であります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討をした結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、2番、橋本委員、お願いします。

○2番（橋本 勝君） 第1号議案、農地法3条、所有権移転の20番から35番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。

譲渡人と譲受人は親子関係です。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 最後に案件にもう1件ございまして、申請番号243の説明について、9番、大倉委員、お願いします。

○9番（大倉 公泰君） すみませんでした。先ほど一緒に言えばよかったんですけど。第1号議案、農地法3条、所有権移転、36番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員の説明が終わりましたが、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第1号議案について、取下げの申し出のあった許可申請14番、15番を除き、原案どおり決定することに異議ありませんか。14番、15番は取下げの案件でございます。異議はありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第1号議案は、申し出のあった許可申請の14番、15番を除き、原案どおり決定することにいたします。

続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてですが、こちらについては取下げとなっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） 事務局から説明が終わりましたが、委員さんより何かご質問

ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） 本案は申請議案取下げとなりましたので、議案審議には入らず終了いたします。

続きまして、第3号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第3号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,943㎡、期間は10年です。

2番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は3,596㎡、期間は5年です。

3番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は844㎡、期間は10年です。

4番と5番は同一の申請になります。利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載の通りです。面積は合計で1,877㎡、期間は10年で中間管理事業となります。

6番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載の通りです。面積は1,060㎡、期間は10年、中間管理事業となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

本案は、農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画5件でございます。

事務局よりの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第3号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第3号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第4号議案、「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第4号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせの提案理由についてご説明いたします。

本議案については、本日別途お配りしております資料のとおり、全国農業委員会ネットワークである、一般社団法人全国農業会議所より令和元年12月11日付け、元会議所発第540号で依頼文書が発せられております。これまでの研修会でも指導がっておりますが、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

しかしながら、令和元年10月に複数の市町村において、農業委員会の会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生いたしました。

このことを踏まえ、11月28日に開催された、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されており、各農業委員会総会において、法令遵守の申し合わせ決議の実施が求められていることから、今回の申し合わせ決議の提案となっております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） 事務局より説明終わりましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。

事務局より説明がありましたが、申し合わせ事項の朗読を釘崎副会長よりお願いをいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） 第4号議案の農業委員会の法令遵守の申し合わせについて朗読いたします。

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。

よって、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

令和2年4月10日提出、南関町農業委員会会長、竹島久利。

記1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。



○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

申し合わせで何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第4号議案について、原案どおり決議することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり決議をいたします。

続きまして、報告第1号、「許可不要転用届について」でございます。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

報告第1号、許可不要転用届についてご説明いたします。

本届け出は、農地法に基づく許可は不要となっておりますが、農業委員会への届け出が必要となっているものでございます。

今回の届出件数は3件となっております。

1番、受付日令和2年3月18日、申請番号245号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は、記載のとおり、転用の内容は、携帯電話の無線基地局となっております。

2番、受付日令和2年3月19日、申請番号246号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は、記載のとおり、転用の内容は、農村地域防災減災事業に伴う水路用地です。

3番、受付日令和2年3月19日、申請番号246号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は、記載のとおり、転用の内容は、中山間地域総合整備事業に伴う道路用地です。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

この報告は、許可不要転用届出の3件でございます。

事務局より説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、報告第1号を終了いたします。

-----○-----

## 6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の事項でございます。事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 今回は特にご用意はしておりません。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

委員の皆さんから、何か全体的にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思っておりますので、異議ありませんか。

（はいの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） 議長、ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長、よろしく願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

これをもちまして第1回の農業委員会を閉会します。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時55分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人